

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	菅 拓 哉
登録番号又は法人番号	2 3 0 8 1 9 4 3
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	東京深川行政書士事務所
事務所所在地	東京都江東区深川 1 - 1 - 2 協和ビル 2 階 3 9 号室
処分年月日	令和 7 年 3 月 2 5 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	訓告 （東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第一号）
上記処分をした理由	被処分者は、令和 5 年 9 月 1 5 日に S 会員の使用人として行政書士登録をした。使用人とはいいいながら、S 会員の事務所があるレンタルオフィス内に個人ブースを借りており、そこで個人で直接受注した行政書士業務を、S 会員による就業管理を受けずに行っていた。これは、行政書士法第 8 条第 3 項（事務所）に違反する。 なお、令和 6 年 5 月 1 8 日個人開業に変更登録申請を行っている。 また、自身が直接受任した案件について、日本行政書士会連合会所定様式の領収証の他に S 会員が代表を務める合同会社名義で領収証を発行している。これは、行政書士法施行規則第 1 0 条（領収証）、東京都行政書士会会則第 2 8 条の 2（領収証）に違反する。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	一 行政書士法第 8 条第 3 項（事務所） 二 行政書士法施行規則第 1 0 条（領収証） 三 東京都行政書士会会則第 2 8 条の 2（領収証）